名古屋市上下水道局管理規程第31号

名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程 の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する 規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号)の一部を次のように改 正する。

第3条第1項第2号の2及び第5号の2中「正規の勤務時間の始め又は終わりに」及び「それぞれ」を削る。

(名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程(平成12年名古屋 市上下水道局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成4年名古屋市条例第17号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第4条を次のように改める。

(部分休業をすることができない会計年度任用職員)

第4条 1週間の勤務日数が3日以上とされている名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程(令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号。以下「会計年度勤務時間規程」という。)の適用を受ける職員(以下「会計年度任用職員」という。)又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上あるもの以外の会計年度任用職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部

分休業をすることができない。

第4条の次に次の1条を加える。

(第1号部分休業を承認できる時間)

- 第4条の2 会計年度任用職員に対する第1号部分休業(条例第7条に規定する第1号部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、1日を通じて当該職員の1日当たりの正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 2 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号)第2条第1項第7号、第7号の2、第10号の2若しくは第13号の規定又は会計年度勤務時間規程第22条第4号、第8号若しくは第10号の規定による職務に専念する義務の免除(以下「職免」という。)の承認を得ている職員に係る第1号部分休業の承認については、1日を通じて2時間から当該職免の承認を得た時間を減じた時間(会計年度任用職員にあっては、1日を通じて当該職員の1日当たりの正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該職免の承認を得た時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

第5条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項 を削り、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「は、前項の 規定にかかわらず」を「については」に改め、同項を同条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(対象職員に対する措置を講ずる期間)

第8条 局長は、3歳に満たない子を養育する職員(以下「対象職員」という。)に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間に条例第9条の2第2項に規定する措置を講じなければならない。

(名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

第3条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に 関する規程(令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号)の一部を次のよ うに改正する。 第23条第1項第7号中「正規の勤務時間の始め又は終わりに」及び「それぞれ」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。
 - (名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)
- 2 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程(平成12年名古 屋市上下水道局管理規程第23号)の一部を次のように改める。

第21条第37号中「名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第25号)」を「育休法第19条第1項」に 改め、「養育するため」の次に「1日全く勤務しないとき又は」を加える。

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

3 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程(平成12年名古屋市上下水道 局管理規程第31号)の一部を次のように改める。

第5条第1項第11号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育休法」 という。」を加える。

第44条第1項第4号中「名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第25号)第4条」を「育休法第19条第1項」に改める。

(名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の 支給に関する規程の一部改正)

4 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の 支給に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号)の一部を 次のように改める。

第2条第1号カ中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育休法」という。」を加える。

第9条第2項第6号中「名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第25号)第4条第1項」を「育休法第19条第1項」に改める。